

安来市公告

予防接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項により予防接種を別紙のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和8年4月1日

安来市長 田中武夫



令和8年度安来市高齢者肺炎球菌感染症予防接種概要

1. 実施する予防接種名

肺炎球菌感染症予防接種

2. 対象者

①接種日において65歳の者

②接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

3. 接種期間および回数

期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日（休診日を除く日）

回数：1回

4. 委託医療機関

別紙1

5. 自己負担額

4,000円（税込み）

6. 予防接種不相当者（予防接種を受けることが適当でない者）

(1) 過去に多価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチンを接種されたことのある者

(2) 予防接種を希望する意思が確認できない者

(3) 接種当日、明らかな発熱を呈している者

(4) 重篤な急性疾患にかかっている者

(5) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(6) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7. 予防接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する者）

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分やジフテリアトキソイドに対して、アレルギーを呈するおそれのある者

(6) 血小板減少症・凝固障害・抗凝固療法を受けている方

8. 副反応について

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあるが、通常3～4日のうちに改善する。その他、悪寒、発熱、倦怠感などの体調の変化が起こることがある。また、非常にまれではあるが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがある。

高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地
安来第一病院	安来市 安来町 8 9 9-1
家族・絆の吉岡医院	安来市 安来町 7 8 9-1
野坂医院	安来市 安来町 1 6 3 7
吉田医院	安来市 飯島町 1 2 3 5-2
渡部医院	安来市 安来町 1 1 9 5-7
もりわきクリニック	安来市 荒島町 1 7 2 8-6
麦谷内科クリニック	安来市 下坂田町 3 0 8-1
金藤内科小児科医院	安来市 赤江町 1 4 4 7-5
白根医院	安来市 荒島町 1 8 1 7-1
杉原医院	安来市 安来町 8 9 8-4
杉原医院大塚分院	安来市 大塚町 3 5 7-1 5
杉原クリニック	安来市 南十神町 1 9-9
やすぎ博愛クリニック	安来市 安来町 1 2 7 8-5
朝山医院	安来市 広瀬町 広瀬 9 7 6
河村医院	安来市 広瀬町 広瀬 1 9 4 0
安来市立病院	安来市 広瀬町 広瀬 1 9 3 1
ドクター中西 元気クリニック	安来市 広瀬町 布部 7 5 8
安来市医師会診療所	安来市 伯太町 安田 1 7 0 0
村上医院	安来市 伯太町 東母里 4 5 9-5
井尻診療所	安来市 伯太町 井尻 3-3
赤屋診療所	安来市 伯太町 赤屋 1 1 7-1
千原医院	仁多郡 奥出雲町 亀嵩 2 2 2 1-4
加藤医院	仁多郡 奥出雲町 三成 3 5 8-6